

【声 明】

**国が名古屋高裁金沢支部（石川・富山）の上告を断念！
すべての訴訟を取り下げ一刻も早く補償と被害回復を**

2025 年 10 月 2 日
全国生活と健康を守る会連合会（全生連）
会 長 吉田 松雄
東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO ビル 3 階
TEL 03 (3354) 7431、FAX 03 (3354) 7435

国が 2013～15 年に実施した最大 10%の生活保護費の減額処分が憲法違反・生活保護法違反だとして生活保護利用者が処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審で、名古屋高裁金沢支部が 9 月 17 日に処分を違法として取り消した判決について、国は上告を断念しました。すでに最高裁では大阪と愛知の訴訟で原告勝訴が確定しています。国に全ての訴訟を取り下げ全面解決を図ることを強く要求するものです。まだ現在行われている専門委員会を終了させ、速やかに原告との協議をおこない一刻も早く補償と被害回復をおこなうことを求めます。

物価高騰が続きしかも違法な保護費の減額が続けられており、生活保護利用者の生活は脅迫しています。全生連は原告、弁護団と連帯して問題を完全に解決するまで全力をあげて闘いぬく決意です。

以 上